# 大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

## 実施方針に関する質問書の回答書

令和7年8月18日

大牟田市

荒　尾　市

令和7年8月18日

# 実施方針に関する質問書の回答書

本回答書は、令和7年7月10日（木）から令和7年7月24日（木）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業に関する質問への回答を記載したものです。
回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、募集要項等でご確認ください。
なお、受付数は、以下のとおりです。

質問受付数： 44件

| No. | 質問項目（タイトル） | 頁 | 対応箇所 | | | | | | 内　　容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 第１<br>第２<br>など | １<br>２<br>など | （１）<br>（２）<br>など | ア<br>イ<br>など | (ｱ)<br>(ｲ)<br>など | a<br>b<br>など | | |
| 例 | 対象施設及び対象業務 | 3 | 第１ | １ | （５） | イ | (ｳ) | a | | |
| 1 | 対象設備の明確化 | 1 | 第1 | 1 | （4） | | | | 「本事業は、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行う共同浄水場及び共同浄水場外施設（上の原浄水場、荒尾市中央水源地、大牟田市水道施設）の維持管理を実施することを目的とする。」と記載されておりますが、共同浄水場外施設というのは、「上の原浄水場、荒尾市中央水源地、大牟田市水道施設」の3施設との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 対象設備の明確化 | 2 | 第1 | 1 | （5） | ア | (ｲ) | | 「共同浄水場外（大牟田市単独分）」に記載されている対象施設は、共同浄水場外施設の大牟田市水道施設に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、遠方監視業務のみを行う高田中継ポンプ場があります。 |
| 3 | 膜交換業務 | 2 | 第1 | 1 | （5） | イ | (ｱ) | f | 膜交換業務についてはパッキン交換のような維持管理上の部品交換という意味であり、膜ユニットの交換は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 業務範囲の明確化 | 3 | 第1 | 1 | （5） | イ | (ｱ) | n | 「n　業務終了時の引継ぎ業務」は(ｱ) 共同浄水場維持管理業務にのみ含まれており、(ｲ)、(ｳ)には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。 | 場外施設も含まれます。詳細は募集要項の公表時に明らかにします。 |
| 5 | 業務範囲の明確化 | 3 | 第1 | 1 | （5） | イ | (ｲ) | g | 「清掃業務（池内の清掃は含まない）」と記載されておりますが、(ｲ) 共同浄水場外維持管理業務において池内の水抜き作業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 内容の明確化<br>契約締結の定義 | 3 | 第1 | 1 | （7） | | | | 「契約締結の翌日から」の契約とは、事業契約のことを占めると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 内容の明確化<br>契約締結の定義 | 3 | 第1 | 1 | （8） | | (ｳ) | | 「契約締結の翌日」の契約とは、事業契約のことを示すと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 内容の明確化<br>更新工事/更新業務 | 4 | 第2 | 1 | （1） | | | | 「①共同浄水場維持管理に基づく効率的かつ効果的な浄水場既存施設の修繕業務及び更新工事」とありますが、更新工事は更新業務と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 内容の明確化 | 4 | 第2 | 1 | （2） | | | | 「プロポーザル参加資格」と記載されておりますが、競争入札参加資格と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 内容の明確化<br>構成企業の定義 | 5 | 第2 | 2 | （1） | イ | | | 「各々の構成員が」と記載されておりますが、構成企業と理解してよろしいでしょうか。<br>「参加グループを構成する企業（以下「構成企業」という）の数の上限は～」としていただけると幸いです。 | ご理解のとおりです。なお、用語については募集要項等で詳細に記述します。 |
| 11 | 内容の明確化<br>工事企業の定義 | 5 | 第2 | 2 | （1） | ウ | | | 本施設既存設備の更新工事を行う企業（工事企業）とありますが、第1,1,(5),イ,(ウ),cに示す工事業務を受託する企業であり、実際に工事を実施する元請企業は含まなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。<br>またこの更新工事という表現を工事業務に変更いただけないでしょうか。 | 前段はご理解のとおりです。後段は募集要項等の公表時に配慮します。 |
| 12 | 内容の明確化 | 3 | 第1 | 1 | （5） | イ | (ｳ) | | 詳細設計を要する業務は、要求水準書にて具体的に示されるのでしょうか。あるいは、その要不要の判断は、事業者に委ねられることとなるのかご教示ください。 | 工事業務の対象設備全てが該当すると考えております。なお、事業開始後に、事業者が設計不要であると提案する場合には、その理由に基づき、都度協議を行うものとします。 |
| 13 | 内容の明確化<br>本施設の定義 | 5 | 第2 | 2 | （1） | ウ | | | 「本施設の更新計画の立案～」の本施設とは、2ページア対象施設の「共同浄水場」を示すと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 内容の明確化<br>設計企業の定義 | 6 | 第2 | 2 | （2） | イ | (ｱ) | | 「計画給水人口5万人以上の事業体におけるアセットマネジメント検討に基づく水道施設更新計画策定業務実績」という要件について、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」に示されるアセットマネジメント（タイプ4D）の業務実績も、本要件の実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。 | アセットマネジメントの業務（タイプ4Dに限らない）の成果に基づく、更新計画の策定業務を求めるものです。 |
| 15 | 内容の明確化<br>設計企業の要件 | 6 | 第2 | 2 | （2） | イ | (ｱ) | | 国内において、日量5千m3以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績とあります。設計実績とは、浄水場の機械または電気設備の設計実績という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 内容の明確化<br>工事企業の定義 | 6 | 第2 | 2 | （2） | イ | (ｲ) | | 「本業務を複数で行う場合は」と記載されておりますが、この「本業務」とは、更新業務全体を指すものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、工事企業に求められる更新工事を指しているのか、明確にご教示ください。 | 工事企業に求められる更新工事を指しています。 |
| 17 | 参加資格申請の証明書類の確認 | 7 | 第2 | 2 | （2） | イ | (ｳ) | | 参加申請時点において、当該受託水道業務技術管理者は、必ずしもSPCに直接雇用されている必要はなく、SPCを構成する参加申請者（例えば維持管理企業）に水道技術管理者の資格を有する者が在籍していることをもって、当該要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。<br>その場合、SPCを構成する維持管理企業等に当該資格者が在籍していることを証明するものとして、具体的にどのような書類をもって証明すべきでしょうか。 | 前段はご理解のとおりです。後段について、提出書類等は募集要項等の公表時に明らかにしますが、水道技術管理者の保険証等、構成企業への在籍を証明する書類を想定しています。 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18 | 参加資格申請の証明書類の確認 | 7 | 第2 | 2 | （2） | イ | (ウ) | | 参加申請時に特定した資格者が、必ずしも事業開始時まで共同浄水場に専任で常駐する義務はなく、事業開始時までに当該要件を満たす受託水道業務技術管理者をSPCにおいて選任し、共同浄水場に専任で常駐させる体制を整えればよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです |
| 19 | SPC組成 | 9 | 第3 | 1 | （2） | | | | 「構成員以外からの出資は認めない」と記載されておりますが、これは設立にかかわる要件と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | モニタリングの内容 | 10 | 第3 | 3 | （1） | | | | 事業者の業務内容の水準が両市で定める水準を下回る場合、改善の要請だけでなく、業務の未達成の度合いに応じたサービス対価の減額等が行われるとのことですが、一定期間内までに水準を満たせば、減額は免れるとの理解でよろしいでしょうか。 | 募集要項等の公表時に明らかにします。 |
| 21 | 共同浄水場外施設の諸元 | 11 | 第4 | 2 | （1） | | | | 共同浄水場施設諸元を記載いただいていますが、共同浄水場外施設の諸元は募集要項や要求水準書にて記載いただくとの理解でよろしいでしょうか。 | 場外施設に関する資料は募集要項等の公表時に明らかにします。 |
| 22 | 著作権 | 13 | 第8 | 6 | （1） | | | | 提案書類には、事業者のノウハウや手法が特定できる内容等、入札参加者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある内容も含まれている可能性があるため、公表に際しては、事前に協議の場を設けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 第三者賠償 | 別紙1 | 14 | | | | | | 「両市の事由による第三者賠償等」は両市のリスクと記載されておりますが、共同浄水場施設等整備・運営事業（第一期）の業務に関する事由は、両市の事由となるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 住民対応 | 別紙1 | 16 | | | | | | 「維持管理及び更新業務に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」は、民間事業者のリスクと記載されておりますが、共同浄水場施設等整備・運営事業（第一期）の業務に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するものは、両市のリスクになるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 環境問題 | 別紙1 | 18 | | | | | | 「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」、民間事業者のリスクと記載されておりますが、共同浄水場施設等整備・運営事業（第一期）の事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するものは、両市のリスクになるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 施設性能 | 別紙1 | 32 | | | | | | リスクの種類「施設性能」No.32 要求仕様不適合（施設不要を含む）について、具体的にどういったケースを想定されているかご教示ください。 | （施設不要）の文言は削除します。 |
| 27 | 維持管理コスト増大 | 別紙1 | 34 | | | | | | 「両市の事由による事業内容・用途の変更に起因するもの以外の事由による維持管理費の増大（物価・金利の変動によるものは除く）」は、民間事業者のリスクと記載されておりますが、共同浄水場施設等整備・運営事業（第一期）の業務に関するものは、両市のリスクになるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 機器更新 | 別紙1 | 38 | | | | | | 「不具合」とは、更新となる以前の、既存機器の不具合を指すのでしょうか。それとも、更新後の機器に生じた不具合でしょうか。<br>リスク負担の範囲を正確に把握するため、ご教示ください。 | 更新後を想定していますが、更新となる以前の機器についても、事業者が必要となる修繕等により、更新を行うまで不具合が生じないことを期待します。 |
| 29 | 修繕費増大 | 別紙1 | 39 | | | | | | 長期更新計画の変更に伴い、当初の修繕計画から変更が生じ、修繕費が増大した場合については、対価の変更が認められるという理解でよろしいでしょうか。 | 更新計画の変更は、維持管理業務の成果として、ライフサイクルコストの低減化が図られる場合などを想定しています。ライフサイクルコストの低減につながる提案であることが明らかとなれば、対価の変更について協議を行うものとします。 |
| 30 | 修繕費増大 | 別紙1 | 39 | | | | | | 「予想を上回る」という表現において、物価変動による修繕費の変動は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 維持管理コスト増大 | 別紙1 | 41 | | | | | | 「両市の事由による工事費増大」は、両市のリスクと記載されておりますが、共同浄水場施設等整備・運営事業（第一期）の業務に関する事由は、両市の事由となるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 内容の明確化 | 別紙2 | 2 | | | | | | 「更新業務に要する費用は、両市が調達するものとする」とありますが、具体的にどのようなことでしょうか？<br>調達し、事業者に更新業務費として支払うという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | 3 | 1) | イ | (ア) | | | 「修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、業務の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。」と記載されておりますが、長期修繕計画で提案する項目の詳細のレベル感は事業者の任意であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、修繕費の上限は長期修繕計画における計画値となります。 |
| 34 | 更新業務費 | 別紙2 | 3 | 2) | | | | | 更新業務費における前金および中間前払金について、現行の記載ではその取り扱いが不明確です。事業の円滑な資金繰りおよび予見可能性確保のため、本件に関する貴市のご認識をご教示いただけますでしょうか。 | 募集要項等の公表時に明らかにします。 |
| 35 | 更新業務費 | 別紙2 | 3 | 2) | | | | | 更新業務費のうち、設計費は設計を実施した年度に支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 募集要項等の公表時に明らかにします。 |
| 36 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | 4 | 1) | | | | | 「長期更新計画の見直しにより、工事対象設備が当初より変更となる場合には、工事費の変更を行うことができる。」と記載されておりますが、長期修繕計画を見直すタイミングは事業者からの申し出によるとの理解でよろしいでしょうか。 | 概ね3年を想定していますが、事業者が合理的な理由を示し、発注者との合意があった場合はその限りではありません。 |
| 37 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | 4 | 2) | （1） | | | | 「なお、上記の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、両市と事業者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする」とありますが、適切な指標がない場合などは業者見積の採用など柔軟な対応も検討いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 指標の改定を想定しています。 |
| 38 | サービス対価の支払方法 | 別紙2 | 4 | 2) | （2） | ア | | | 物価改定の基準日が「事業委託契約締結の日」とありますが、維持管理費と同様、令和7年11月1日もしくは、提案書の提出日としていただけますでしょうか。<br>根拠としては、「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」88頁の「3. 物価の変動による改定」及び当該改定に関する内閣府からの事務連絡にあるとおり、物価変動の基準日に関しては、事業者の負担する物価変動リスクを減じるため、できる限りサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要がある、と記載されていることによるものです。ご検討をよろしくお願いいたします。 | 募集要項等の公表時に明らかにします。 |
| 39 | サービス対価の支払方法 | 別紙2 | 4 | 2) | （1） | | | | 「両市と事業者が別途合意する日に」とあるのは、事業開始時期が「令和9年4月」から変更となる場合において、対価を実態に即したものとするために、対価の改定にあたっては、入札時の指標で計算した対価ではなく、それより後の維持管理業務が開始する時点での指標で計算した対価を、改定の基準額と設定する趣旨との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40 | サービス対価の支払方法 | 別紙2 | 4 | 2） | （1） | | | | 「以後の改定は見直し後の対価を基に行う。」における「見直し後の対価」とは、基本的には令和8年度末の変動率を勘案した改定率をもとに見直された対価のことを指し、維持管理の開始時期が遅れた等の理由で令和8年度末の改定率を採用すべきでないと考えられる場合には、市とSPCが別途合意した日における変動率を勘案した改定率をもとに見直された対価のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです |
| 41 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | 4 | 2） | （1） | | | | 「各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。<br>なお、上記の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、両市と事業者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。」と記載されておりますが、最終年度の物価変動は考慮されており、事業期間終了後に清算を行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 毎年度の維持管理費については、前年度末の指標に基づいて確定するため、最終年度の物価変動を事業期間終了後に清算することはありません。 |
| 42 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | 4 | 2） | （1） | | | | 「対価の見直し」とは1回限りの応札額の変更を示しており、「以後の改定は見直し後の対価を基に行う」とは変更された応札額に対し、物価変動の増減額を決定する「対価の改定」を示すという理解でよろしいでしょうか。これに伴い、1回目の「対価の見直し」の起点は令和7 年11 月1日であり、2回目以降の「対価の改定」の起点は令和8 年度末又は両市と事業者が別途合意する日という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 43 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | | | | | | | 物価変動による変更にて、「「建築保全業務労務単価（ 福岡県）」（国土交通省）・保全技師Ⅰ・保全技師Ⅱ・保全技師補、保全技術員、保全技術補の平均額を用いた指数」を用いるとの記載がありますが、平均額の算出は以下の考え方との理解でよろしいでしょうか。<br><br>算出方法<br>　平均額＝（「保全技師Ⅰの単価」＋「保全技師Ⅱの単価」＋「保全技師補の単価」＋「保全技術員の単価」＋「保全技術補の単価」）／5（項目） | 募集要項等の公表時に明らかにします。 |
| 44 | 変動費の見直し（指標） | 別紙2 | | | | | | | 変動費内に水道、ガスの変動に関する指標がありません。<br>水道、ガスは燃料費の項目に入るとの理解でよろしいでしょうか。 | 募集要項等の公表時に明らかにします。 |